

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 役員退職引当金と役員退職金の取扱い

Q：当社では、当社規定により役員退職引当金を設定しています。(借方)役員退職引当金繰入損(貸方)役員退職引当金という仕訳をして、その都度、法人税の計算で損金不算入とする処理をしています。この度、役員のうち1人が退職することになりました。退職金は3千万円です。会計処理を教えてください。

A：法人税法では、役員退職引当金の繰入損は損金算入が認められていません。そのため、法人が役員退職引当金を設定して、その繰入損を計上しても、法人税の計算では、損金不算入とする申告をしなければなりません。

実際に役員が退職する際には、法人ではそれまで引き当ててきた役員退職金を取り崩す会計処理を考えますが、単に取り崩した役員退職金が費用として法人税法上認められるかが問題となってきます。

問題となる理由は、役員に対して支給する退職給与については損金経理が要件となっているからです。損金経理というのは、法人がその確定した決算において、費用又は損失として経理することをいいます。つまり、法人税の申告書に添付する損益計算書上、費用であることを明らかにする必要があります。

したがって、損金の額に算入するためには、以下のような会計処理をする必要があります。

(借方)	(貸方)
役員退職金(費用) 3千万円	預金 3千万円
役員退職引当金 3千万円	役員退職引当金戻入益 3千万円

